

家 族 健 康 管 理 指 針

(目 的)

第1 この要領は事業所と健保組合が連携のもとに、家庭における健康生活を確立し、疾病の早期発見・早期治療を図り家族の健康を確保することを目的とする。

(事業所健康管理担当者の任務)

第2 担当者は次に掲げる業務を行う。

- (1) 健康診断の周知
- (2) 健康相談及び保健指導の周知
- (3) 健康教育の推進
- (4) レクリエーション等体力づくり行事の推進
- (5) 健保組合との連携
- (6) その他家族の健康管理に関する事項

(健康診断の周知)

第3 担当者は家族の健康管理のため健康診断の実施日程等の周知及び受診奨励を行う。

(健康診断の種類)

第4 健康診断は、人間ドック、巡回ドック、生活習慣健診等、と精密検査とする。

2. 精密検査は健康診断の結果、要精検と指示されたものとする。

(健康相談及び保健指導の周知)

第5 担当者は健保組合及び市町村等で実施する健康相談及び保健指導の周知と参加奨励を行う。

(健康教育)

第6 担当者は家族の保健衛生思想の向上を図るため、講演会その他の方法により積極的に衛生に関する教養を高め保健知識の普及と向上につとめる。

(レクリエーション等体力づくり行事)

第7 担当者は家族の健康保持・増進のためレクリエーション等体力づくり行事の推進につとめる。